



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月18日火曜日 第1440号外1

◇ 目 次 ◇

一般職の任期付職員の採用等に関する条例.....	1
愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例.....	3
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	3
特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等の一部を改正する条例.....	3
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	4
管理者の給与、退職手当及び旅費に関する条例.....	4
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....	4
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	5
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例及び愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県公告式条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	8
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県県立自然公園条例及び愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....	11
人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例.....	16
愛媛県立医療技術短期大学条例の一部を改正する条例.....	16
旅館業法施行条例等の一部を改正する条例.....	17
と畜場法施行条例.....	18
愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例.....	18
結核診査協議会運営に関する条例の一部を改正する条例.....	19
ファミリーハウスあい利用料金条例.....	19
愛媛県視聴覚福祉センター使用料条例の一部を改正する条例.....	19
愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例.....	20
愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例.....	20
愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例.....	20
愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例.....	20
愛媛県砂防指定地管理条例.....	21
愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....	23
都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例.....	23
愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....	23
愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	23
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	24
県営体育施設使用料条例及び愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	24
愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	25
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	25
知事の給料の減額に関する条例.....	25
愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例.....	25

条 例

○愛媛県条例第1号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である

場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第5条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員をいう。以下同じ。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、別表の給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(職員の給与に関する条例等の適用除外等)

第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の5、第18条の2、第18条の4及び第19条の4の規定、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条から第7条まで、第7条の2第1項、第8条、第10条、第10条の2、第17条の3から第17条の6まで及び第19条の4の規定並びに農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、「同条」とあるのは「前条」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあ

るのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。

(特定任期付企業職員の特定任期付職員業績手当)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第7条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)第3条から第6条まで、第6条の3、第10条から第12条まで及び第15条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項、第13条の2及び第18条の規定の適用については、同項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第13条の2中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第18条中「及び愛媛県職員退職手当条例」とあるのは「、愛媛県職員退職手当条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

(人事委員会規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

号 給	給 料 月 額
	円
1	4 0 9 , 0 0 0
2	4 6 2 , 0 0 0
3	5 2 0 , 0 0 0
4	5 9 2 , 0 0 0
5	6 7 6 , 0 0 0
6	7 9 0 , 0 0 0
7	9 2 3 , 0 0 0

○愛媛県条例第2号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の表1の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方振興に関する事項

第3条の表2の項第2号を次のように改める。

(2) 国際交流に関する事項

第3条の表2の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 広報及び広聴に関する事項

第3条の表3の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 男女共同参画に関する事項

第3条の表3の項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 消費生活に関する事項

(5) 環境の整備及び保全に関する事項

第3条の表3の項に次の1号を加える。

(6) 自然保護に関する事項

第3条の表6の項第5号を次のように改める。

(5) 水産業に関する事項

第3条の表6の項に次の1号を加える。

(6) 漁港に関する事項

第3条の表7の項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 河川、利水、港湾及び砂防に関する事項

(3) 道路の建設及び維持に関する事項

第3条の表7の項に次の2号を加える。

(4) 都市計画に関する事項

(5) 建築及び住宅に関する事項

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第3号に掲げる職員のうち、通勤のため人事委員会規則で定める橋その他の施設を利用し、当該橋その他の施設の利用に係る料金（以下この項において「通行料金」という。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の月額、前3項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する

通行料金の額（以下この項において「通行料金相当額」という。）の2分の1に相当する額及び通行料金相当額を負担しないものとした場合におけるこれらの規定による額の合計額（その額が前3項の規定による額に満たないときは、当該額）とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第19条第5項」を「第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項」に改める。

第11条第1項中「39,200円」を「38,400円」に改める。（教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第4項」を「第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項」に改める。

（県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部改正）

第3条 県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3月1日、」を削り、同条第2項中「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」を「特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）第2条に規定する知事等」に改める。

第5条中「一般職の職員」を「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第5号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第6号

管理者の給与、退職手当及び旅費に関する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

管理者の給与、退職手当及び旅費に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、管理者の給与、退職手当及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 管理者の受ける給与の種類、額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が11級であるもの（以下「行政職11級職員」という。）の例による。

（退職手当）

第3条 管理者が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 管理者の退職手当の額は、その者の職責及び退職の日における給料並びにその職にあった期間等を考慮して、その都度予算で定める額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理者の退職手当については、愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の例による。

（旅費）

第4条 管理者の受ける旅費の額及び支給方法は、行政職11級職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の6を次のように改める。

（理事の給与）

第19条の6 理事の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 理事の給料月額額は、850,000円とする。

3 理事に対する第19条の規定の適用については、同条第

2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

3 職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第40条の2中「管理者」を「出納長」に改める。

（特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「第5号」を「第4号」に改める。

第5条中「第1条第5号から第13号」を「第1条第4号から第12号」に、「第5号に」を「第4号に」に改める。

別表第1管理者の項を削る。

別表第3職名の欄中「管理者」を削る。

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

5 知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、出納長及び管理者」を「及び出納長」に改める。

（知事等の給与の特例に関する条例の一部改正）

6 知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「、管理者」を削る。

第3条中「第19条の6において準用する特別職給与と別表第1管理者の項」を「第19条の6第2項」に、「同項給料月額欄に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同条ただし書中「同項同欄に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

○愛媛県条例第7号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第8条第1項」を「第8条」に、「若しくは同条第2項」を「若しくは同法第8条の3第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項」に、「停年」を「定年」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第8条の3第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項」に、「停年」を「定年」に改める。

第5条第1項中「第8条第1項」を「第8条」に、「同条第2項」を「同法第8条の3第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項」に、「停年」を「定年」に改める。

第5条の2中「第8条第1項」を「第8条」に、「第8条

第2項を「第8条の3第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項」に、「停年」を「定年」に改める。

第7条第4項中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中1の項を1の5の項とし、同項の前に次のように加える。

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	8,900円
1の2 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録申請手数料	4,200円
1の3 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	保育士登録証書換え交付手数料	1,600円
1の4 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	1,100円

別表2の表108の項を次のように改める。

108 削除		
--------	--	--

別表3の表1の項金額の欄中(3)を削り、(4)を(3)とする。

別表4の表46の項の次に次のように加える。

46の2 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査	遊漁船業者登録申請手数料	28,000円
46の3 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	遊漁船業者登録更新申請手数料	17,000円

別表5の表24の項事務の欄中「第52条第7項、第8項又は第11項」を「第52条第9項、第10項又は第13項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表25

の項同欄中「第53条第4項第3号」を「第53条第5項第3号」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同項名称の欄中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同表26の項事務の欄中「第54条の2第1項第2号」を「第53条の2第1項第3号又は第4号」に改め、同表31の項同欄及び同項名称の欄中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同表33の項事務の欄及び同項名称の欄中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表34の項及び35の項を削り、同表36の項事務の欄中「第68条の4第1項」を「第68条の3第1項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同項名称の欄中「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同項を同表34の項とし、同表37の項事務の欄中「第68条の4第4項」を「第68条の3第4項」に改め、同項名称の欄中「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に改め、同項を同表35の項とし、同項の次に次のように加える。

36 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
37 建築基準法第68条の5の2第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円

別表5の表38の項事務の欄中「第68条の5第1項」を「第68条の5の4第1項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項名称の欄中「再開発地区計画」を「地区計画等」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表39の項を次のように改める。

39 建築基準法第68条の5の4第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
---	---	---------

別表5の表39の項の次に次のように加える。

39の2 建築基準法第68条の5の5の規定に基づく建築物の建ぺい率に係る特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料	27,000円
--	--------------------------------	---------

別表5の表40の項事務の欄中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表43の項の次に次のように加える。

43の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物の数が2である場合 238,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の土地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額

別表5の表44の項中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項の次に次のように加える。

44の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	(1) 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額

別表5の表45の項事務の欄及び同項名称の欄中「認定」の下に「又は許可」を加え、同表46の項事務の欄及び同項名称の欄中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同表70の項事務の欄中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八」に、「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第11号八」に改め、同表71の項同欄中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に改め、同表74の項同欄中「第20条の2第6項又は第38条の4第16項」を「第20条の2第7項又は第38条の4第17項」に改め、同表75の項同欄中「第39条の7第11項」を「第39条の7第10項」に改め、同表76の項同欄中「第39条の7第13項」を「第39条の7第12項」に改める。

別表6の表1の項から6の項までを次のように改める。

1 削除		
2 削除		
3 削除		
4 削除		
5 削除		
6 削除		

別表6の表25の項の次に次のように加える。

25の2 自然公園法（昭和32年法	国立公園利用調整地区	1人につき1,000円を超えない範囲内において利
-------------------	------------	--------------------------

律第161号)第16条第1項の規定に基づく国立公園の利用調整地区への立入りの認定の申請に対する審査	立入認定申請手数料	用調整地区ごとに規則で定める金額
25の3 自然公園法第16条第5項の規定に基づく国立公園の利用調整地区の立入認定証の再交付	国立公園利用調整地区立入認定証再交付手数料	1件につき600円を超えない範囲内において利用調整地区ごとに規則で定める金額

別表6の表58の項の次に次のように加える。

59 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料	(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 4,000円 (2) その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 5,300円
60 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	狩猟免許再交付手数料	1,100円
61 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	2,900円
62 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録又は同法第61条第1項の規定に基づく変更登録	狩猟者の登録又は変更登録手数料	1,900円
63 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	狩猟者登録証再交付手数料	1,100円
64 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	狩猟者記章再交付手数料	1,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表4の表の改正規定及び別表6の表25の項の次に次のように加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成15年4月1日
 - 別表6の表1の項から6の項までの改正規定及び同表58の項の次に次のように加える改正規定 平成15年4月16日
 - 別表2の表の改正規定及び附則第4項の規定 平成15年11月29日
- この条例の施行前に児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）附則第2条の規定により同法によ

る改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録（以下「登録」という。）に関する準備として行う登録の申請に対する審査については、1件につき4,200円の手数料を徴収する。

3 改正後の愛媛県手数料条例第3条から第5条まで及び第8条の規定は、前項の手数料について準用する。

4 附則第2項の規定に基づき手数料を徴収した場合には、改正後の愛媛県手数料条例別表2の表1の2の項の規定にかかわらず、同項の手数料は、徴収しない。

○愛媛県条例第9号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第12号中「元売業者」という。）の「及び」消滅した者の下に「県内の主たる」を加え、「で当該軽油を直接管理するもの」を削る。

第53条第1項第1号及び第2号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同項第3号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改め、同条第2項第1号中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第14条第3項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区」に改める。

第65条中「（第72条第1項第1号又は第2号の場合において事務所又は事業所が2以上あるときは、主たる事務所又は事業所の所在地）」を削る。

附則第17条中「平成15年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項第12号及び第65条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成15年4月1日

(2) 第53条の改正規定 平成15年4月16日
（軽油引取税に関する経過措置）

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第12号及び第65条の規定は、平成15年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる新条例第60条第1項又は第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売及び新条例第60条の2第1項第1号又は第2号の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税並びに適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第60条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

3 適用日以前に行われた改正前の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第60条第1項又は第2項に規定

する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売及び旧条例第60条の2第1項第1号又は第2号の軽油の消費に対して課する軽油引取税並びに適用日以前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第60条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第10号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例及び愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例及び愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例

（愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正）

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和29年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表愛媛県三島警察署の項管轄区域の欄中「川之江市一円」の下に「、新居浜市のうち別子山」を加え、同表愛媛県新居浜警察署の項同欄中「新居浜市一円（）」の下に「別子山及び」を加える。

（愛媛県公害防止条例の一部改正）

第2条 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第15条関係）」に改め、同表1の項区域の欄中「並びに大生院」を「、大生院」に改め、「までの区域」の下に「並びに別子山」を加え、同表2の項同欄中「並びに大生院」を「、大生院」に改め、「までの区域」の下に「並びに別子山」を加え、同表3の項同欄中「並びに」を「、大生院のうち」に改め、「4800番地までの区域」の下に「並びに別子山」を加える。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第2条関係）」に改め、同表(1)の表地域の欄中「新居浜市」の下に「（別子山を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県公告式条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公告式条例の一部を改正する条例

愛媛県公告式条例（昭和25年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条の見出しを「（規則の公布等）」に改め、同条第1項中「を除く外、」を「及び」に改め、「規程を」の下に「公布し、又は」を加え、「若しくは」を「又は」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改め、「前項

の」の下に「規則及び」を加え、同条を第3条とする。

第5条第1項中「但し」を「この場合において」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に改め、同項ただし書中「但し」を「この場合において」に、「当該機関名」を「当該機関名」とに、「当該機関印」を「当該機関印」に改め、同条を第4条とする。

第6条に見出しとして「（規則等の施行期日）」を付し、同条を第5条とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表1の項の次に次のように加える。

1の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、児童厚生施設に係る次に掲げるもの	地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）
(1) 法第35条第3項の規定に基づく設置の届出の受理に関する事務	
(2) 法第35条第4項の規定に基づく設置の認可に関する事務	
(3) 法第35条第6項の規定に基づく廃止又は休止の届出の受理に関する事務	
(4) 法第35条第7項の規定に基づく廃止又は休止の承認に関する事務	
(5) 法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務	
(6) 法第46条第3項の規定に基づく改善勧告及び改善命令に関する事務	
(7) 法第58条の規定に基づく設置の認可の取消しに関する事務	
(8) 法第59条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入調査等に関する事務	
(9) 法第59条第3項の規定に基づく改善その他の勧告に関する事務	
(10) 法第59条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨の公表に関する事務	

別表2の項事務の欄中「昭和22年法律第164号。」を削り、同項市町村の欄中「地方自治法第252条の22第1項の」及び「（以下「中核市」という。）」を削り、「事務」の下に「及び前項に掲げる事務」を加え、同表3の項事務の欄第1

号中「里親又は」を削り、同号の次に次の10号を加える。

- (1)の2 里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下この項において「省令」という。）第6条第1項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の認定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (1)の3 省令第7条第1項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親希望者、親族里親希望者又は専門里親希望者が適当であるかどうかの調査に関する事務
- (1)の4 省令第7条第2項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の認定をし、又はしないことの決定に係る通知書の交付に関する事務
- (1)の5 省令第8条第5号（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の認定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (1)の6 省令第9条（省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (1)の7 省令第10条第1項（省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の更新の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (1)の8 省令第11条第3号（省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (1)の9 省令第13条第1項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、短期里親若しくは専門里親に係る登録事項の変更の届出又は委託児童の事故の発生の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (1)の10 省令第13条第2項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく委託児童の養育を継続することが困難となった旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (1)の11 里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）第19条第1号の規定に基づく委託児童の再委託の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

別表5の項を次のように改める。

5 削除	
------	--

別表27の項中「今治市」の下に「及び新居浜市」を加え、同表30の項事務の欄第2号中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八」に改め、同項同欄第3号中「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第11号八」に改め、同表32の項事務の欄第2号中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八」に改め、同項同欄第3号中「第62条の3第4項第10号八」を「第62条の3第4項第11号八」に改め、同表38の項及び39の項を次のように改める。

<p>38 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条の規定に基づく改良地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可及び土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令に関する事務</p> <p>(2) 法第21条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務（県が施行する住宅地区改良事業に係るものを除く。）</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>
<p>39 削除</p>	

別表40の項の次に次のように加える。

<p>40の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定に関する事務</p> <p>(2) 法第4条の規定に基づく土地の立入りに関する事務</p> <p>(3) 法第5条の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(4) 法第7条の規定に基づく土地の立入り等に伴う損失の補償に関する事務</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>
---	------------------

別表41の項事務の欄中「昭和36年法律第191号。」を削り、同表50の項事務の欄中第1号を第1号の2とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務

別表50の項事務の欄第11号の次に次の4号を加える。

- (11)の2 法第55条の規定に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等に関する事務
- (11)の3 法第56条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の買取りに関する事務
- (11)の4 法第57条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の先買い等に関する事務
- (11)の5 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項及び第2項の規定に基づく施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築等の許可及び国の機関と

の協議に関する事務

別表52の項の次に次のように加える。

<p>52の2 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条の4第1項の規定に基づく市街地再開発促進区域内における建築の許可に関する事務</p> <p>(2) 法第7条の5の規定に基づく措置命令に関する事務</p> <p>(3) 法第7条の6の規定に基づく市街地再開発促進区域内の土地の買取りに関する事務</p> <p>(4) 法第7条の7の規定に基づく買い取った市街地再開発促進区域内の土地の処分等に関する事務</p> <p>(5) 法第60条第1項の規定に基づく土地の立入りの許可に関する事務</p> <p>(6) 法第61条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(7) 法第66条の規定に基づく施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可、土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令及び土地の形質の変更等の承認に関する事務</p> <p>(8) 法第98条第2項（法第118条の27第2項において準用する場合を含む。）及び第3項の規定に基づく土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転に係る代執行に関する事務</p> <p>(9) 法第129条の2第1項の規定に基づく再開発事業計画の認定に関する事務（法第129条の4の規定に基づく認定の通知に関する事務を含む。）</p> <p>(10) 法第129条の5の規定に基づく再開発事業計画の変更の認定に関する事務</p> <p>(11) 法第129条の6の規定に基づく報告の徴収に関する事務</p> <p>(12) 法第129条の7の規定に基づく再開発事業計画の認定に基づく地位の承継の承認に関する事務</p> <p>(13) 法第129条の8の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(14) 法第129条の9の規定に基づく再開発事業計画の認定の取消しに関する事務</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>
---	------------------

別表58の項を次のように改める。

<p>58 削除</p>	
--------------	--

別表中59の2の項を59の3の項とし、59の項の次に次のように加える。

59の2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第7条の規定に基づく被災市街地復興推進地域内における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の許可及び土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却の命令に関する事務

(2) 法第8条の規定に基づく被災市街地復興推進地域内の土地の買取り等に関する事務

今治市及び新居浜市

別表59の3の項の次に次のように加える。

59の4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第9条の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。）

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マンガース又はノヤギの捕獲等（国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。）及び飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等

イ 愛がんのための飼養の目的で行うメジロ又はホオジロの捕獲

(2) 法第10条の規定に基づく措置命令等（前号に規定する許可を受けた者に係るものに限る。）に関する事務

(3) 法第19条の規定に基づく鳥獣の飼養（県の機関において行うものを除く。）の登録に関する事務

(4) 法第20条第3項の規定に基づく登録鳥獣の譲受け又は引受けの届出の受理に関する事務

(5) 法第22条第2項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の取消しに関する事務

(6) 法第24条の規定に基づく販売禁止鳥獣の販売の許可及び措置命令等（当該許可を受けた者に係るものに限る。）に関する事務

(7) 法第75条の規定に基づく報告の徴収（第1号又は第6号に規定する許可を受けた者に係るものに限る。）に関する事務

各市町村

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表1の項の改正規定及び同表59の3の項の次に次のように加える改正規定は、同月16日から施行する。

○愛媛県条例第13号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第10条第1項第2号ロ」を「第10条第1項第2号ハ」に改め、同条第5項中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

第6条第2項中「及び」を「、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに」に改める。

第8条第1項中「毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）」を「毎事業年度」に改め、「以内に」の下に「知事に提出して」を加え、同条第2項を削る。

第9条中「前条第2項の規定による場合のほか、」を削り、同条の表1の項提出すべき書類の欄中「及び第8号の書類並びに」を「の書類、」に改め、「第13条第2項」の下に「（法第39条第2項において準用する場合を含む。この項の右欄において同じ。）」を、「写し」の下に「及び法第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録」を加え、同項提出すべき時期の欄を次のように改める。

法第13条第2項の規定による届出書の提出時

第9条の表に次のように加える。

3 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した場合	法第29条第1項に規定する書類の写し	法第29条第1項の規定による事業報告書等の提出時
-------------------------	--------------------	--------------------------

第12条第2項中「（明治29年法律第89号）」を削る。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（使用料及び利用料金）」に改め、同条中「使用料を徴収する」を「、使用料を徴収し、又はその

利用に係る料金を収受させる」に改める。

別表第1 愛媛県女性総合センターの項の次に次のように加える。

愛媛県体験型環境学習センター	県民の環境意識の向上を図るため、住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行う。	松山市
----------------	--	-----

別表第1 愛媛県重度身体障害者授産所の項名称の欄中「愛媛県重度身体障害者授産所」を「愛媛県身体障害者授産所」に改め、同項目的の欄及び同表愛媛県立松前清流園の項同欄中「重度身体障害者」を「身体障害者」に改め、同表愛媛県健康増進センターの項同欄を次のように改める。

健康の増進に関する知識の普及、情報の収集及び提供、調査研究並びに相談を行うとともに、健康の増進に係る人材の養成等を行う。
--

別表第1 愛媛県健康増進センターの項の次に次のように加える。

ファミリーハウスあい	長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。	松山市
------------	---	-----

別表第1 愛媛県製紙試験場の項名称の欄中「愛媛県製紙試験場」を「愛媛県製紙産業研究センター」に改め、同項目的の欄中「製紙」を「紙産業」に、「助言等」を「助言、情報の提供等を行うとともに、紙に関する展示及び研究開発又は研修に必要な施設等の提供」に改め、同表愛媛県女性職業センターの項を削る。

別表第3 女性対象総合施設の項の次に次のように加える。

環境学習施設	市町村及び公共的団体
--------	------------

附 則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。
第55条第2号中「重度身体障害者授産所」を「身体障害者授産所」に改める。

○愛媛県条例第15号

愛媛県県立自然公園条例及び愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県立自然公園条例及び愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例

（愛媛県県立自然公園条例の一部改正）

第1条 愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第4条」に、「（第4条 - 第11条の2）」を「（第5条 - 第13条）」に、「（第12条 - 第18条）」を「（第14条 - 第29条）」に、

「第4章 雑則（第5章 罰則（第

「第4章 風景地保護協定（第30条 - 19条 - 第21条）」を「第5章 公園管理団体（第36条 - 第22条 - 第26条）」を「第6章 雑則（第42条 - 第44条）第7章 罰則（第45条 - 第51条）第35条）41条」に改める。

第1条中「すぐれた」を「優れた」に改める。
第2条第1号中「すぐれた」を「優れた」に、「第4条」を「第5条」に改め、同条第3号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第26条中「前4条」を「第45条、第46条、第48条又は前条」に改め、同条を第50条とする。

第25条中「20万円」を「30万円」に改め、同条第7号中「第19条第5項」を「第42条第5項」に、「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「第18条第2項」を「第29条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第18条第1項第1号」を「第29条第1項第1号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「第16条第2項」を「第27条第2項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「第16条第1項」を「第27条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「第14条第5項」を「第25条第5項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「第14条第1項」を「第25条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の3号を加え、同条を第49条とする。

- 偽りその他不正の手段により第16条第5項の立入認定証の再交付を受けた者
- 第19条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者
- 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第24条中「第14条第2項の規定による処分」を「第25条第2項又は第39条の規定による命令」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第48条とする。

第23条中「30万円」を「50万円」に改め、同条第1号中「第12条第4項」を「第14条第4項又は第15条第3項」に改め、同条第2号中「第13条」を「第24条」に、「附せられた」を「付せられた」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第46条とする。

- 偽りその他不正の手段により第16条第1項の認定を受けた者

第46条の次に次の1条を加える。

第47条 第20条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第22条中「第15条」を「第26条第1項」に、「50万円」を「100万円」に改め、同条を第45条とする。

第5章を第7章とする。

第4章中第21条を第44条とする。

第20条第1項中「第12条第4項」を「第14条第4項」に

、「第13条」を「第24条」に、「附せられたため又は第14条第2項」を「付せられたため、又は第25条第2項」に改め、同条を第43条とする。

第19条第1項中「かき」を「垣」に、「若しくは除去させる」を「、若しくは除去させる」に改め、同条第2項及び第3項中「かき」を「垣」に改め、同条第5項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第42条とする。

第4章を第6章とし、第3章の次に次の2章を加える。

第4章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町村又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、自然公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- (1) 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)
- (2) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項
- (4) 風景地保護協定の有効期間
- (5) 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
- (2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第1項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第31条 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告

の日から2週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事又は市町村に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第32条 知事は、第30条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
- (2) 風景地保護協定の内容が、第30条第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第33条 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第34条 第30条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第35条 第33条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第5章 公園管理団体

(指定)

第36条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第37条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- (2) 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

- (3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (連携)

第38条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第39条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第40条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第41条 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第18条第1項第1号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第2号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、第3章中同条を第29条とする。

第17条第1項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第28条とする。

第16条第1項中「第12条第4項」を「第14条第4項若しくは第15条第3項第6号」に、「第14条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条第2項中「第12条第4項、第14条第2項」を「第14条第4項、第15条第3項第6号、第25条第2項」に、「又は第12条第4項各号若しくは第14条第1項各号」を「第14条第4項各号、第15条第3項第6号若しくは第25条第1項各号」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第27条とする。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第15条の見出しを「(中止命令等)」に改め、同条中「第12条第4項」を「第14条第4項若しくは第15条第3項」に、「第13条」を「第24条」に、「附せられた」を「付せられた」に改め、「において」の下に「、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」を加え、「又は原状回復」を「若しくは原状回復」に、「代る」を「代わる」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第26条とする。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべ

き者を知ることができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第14条第1項中「の各号」を削り、「第2号の2」を「第3号」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の2中「ものを掲出し」を「物を掲出し」に改め、同号を同項第3号とし、同条第7項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第25条とする。

(2) 第30条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

第13条中「前条第4項」を「第14条第4項及び第15条第3項第6号」に改め、「自然公園」の下に「の風致」を加え、「条件を附する」を「、条件を付する」に改め、同条を第24条とする。

第12条第1項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第3項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第4項中「第4号の2」を「第5号」に、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは第7号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項第9号を同項第14号とし、同項第8号中「へい」を「塀」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 湿地その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

第12条第4項第7号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第12条第4項第6号を同項第9号とし、同項第5号中「ものを掲出し」を「物を掲出し」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号の3を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第12条第4項第4号の2を同項第5号とし、同項に次の1号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第12条第6項中「同項第4号の2」を「同項第5号」に、「又は同号」を「又は同項第5号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは同項第7号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第9項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第14条とする。

(2) 第30条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

第14条の次に次の9条を加える。

(利用調整地区)

第15条 知事は、自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 第5条第2項及び第3項の規定は利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、前条第2項の規定は利用調整地区の指定及びその区域の拡張について準用する。

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第4項の許可を受けた行為(自然公園法(昭和32年法律第161号)第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は前条第6項若しくは第8項の届出をした行為(同法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第3項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合

(3) 公園事業を執行するために立ち入る場合

(4) 第30条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

(5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものを行うために立ち入る場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

第16条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。

(1) 自然公園を利用する目的で立ち入るものであること

(2) 風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。

3 知事は、第1項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 知事は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。

5 第1項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

6 第1項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第4項の立入認定証を携帯しなければならない。

(指定認定機関)

第17条 知事は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定する事務(以下「認定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定(以下第21条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、この条例若しくは愛媛県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(4) 第21条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

(5) 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。

5 知事は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第1項から第5項までの規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定の基準)

第18条 知事は、前条第2項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(1) 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項につ

いての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。

- (2) 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - (3) 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- (指定認定機関の遵守事項)

第19条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく)知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第21条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。

(秘密保持義務等)

第20条 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)

第21条 知事は、第16条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 知事は、指定認定機関が第17条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を

取り消さなければならない。

3 知事は、指定認定機関が第19条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第17条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第22条 知事は、第16条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第23条 自然公園について第16条第1項の認定又は同条第5項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を県(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関)に納めなければならない。

(1) 第16条第1項の認定 1人につき1,000円を超えない範囲内において利用調整地区ごとに規則で定める額

(2) 第16条第5項の立入認定証の再交付 1件につき600円を超えない範囲内において利用調整地区ごとに規則で定める額

2 前項に規定する手数料は、指定認定機関に納める場合にあつては、第19条第1項の規程で定めるところにより、納めなければならない。

3 第1項の規定により納められた手数料は、これを返還しない。

第2章中第11条の2を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第7条第1項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「当つては」を「当たつては、愛媛県自然環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)第3条で定めるところによるほか」に改め、「自然公園の保護及び利用と」を削り、第1章中同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(県等の責務)

第3条 県、事業者及び自然公園の利用者は、愛媛県環境

基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

本則に次の1条を加える。

第51条 第16条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ちつた者は、5万円以下の過料に処する。（愛媛県屋外広告物条例の一部改正）

第2条 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号中「第17条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第9号中「第12条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第5条第1項第3号中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第4号中「第14条第1項」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第2条中愛媛県屋外広告物条例第4条第1項第8号及び第5条第1項第3号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

人にやさしいまちづくり条例（平成8年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条」を「第2条第2号」に改め、同条第3項中「、学校（専修学校及び各種学校を含む。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「建築」とは、建築促進法第2条第5号に規定する建築をいう。

第14条第1項中「特定建築主（建築促進法第2条に規定する特定建築主をいう。以下同じ。）」を「特定建築物の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条において同じ。）をしようとする者」に改め、同条第2項中「その用途を変更して公共的施設と」を「用途の変更をして公共的施設に」に改め、「便所」の下に「、敷地内の通路」を加える。

第15条中「特定建築主」を「特定建築物の建築をしようとする者」に改める。

第21条第1項中「その用途を変更して」を「用途の変更をして」に、「とする」を「にする」に、「第2条」を「第2条第4号」に改め、同条第2項中「基礎的基準（）」を「利用円滑化基準（）」に、「第3条の規定に基づき国土交通大臣が

定める特定建築主の判断の基準となるべき事項のうち基礎的基準」を「第3条第1項に規定する利用円滑化基準」に改める。

第23条中「基礎的基準」を「利用円滑化基準」に改める。
第25条を次のように改める。

第25条 削除

第28条第1項中「並びに公共的施設」を「及び公共的施設」に改め、「学校及び」を削る。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例

愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年愛媛県条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 平成15年3月31日において介護福祉士及び社会福祉士を養成する学校又は施設（以下「養成施設等」という。）に在学し、現に廃止前の愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定により修学資金の貸与を受けている者に係る当該修学資金の貸与については、旧条例第2条から第5条まで及び第12条の規定は、その者が当該養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 3 旧条例の規定により貸与を受けた修学資金の返還については、旧条例第6条から第12条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県立医療技術短期大学条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立医療技術短期大学条例の一部を改正する条例

愛媛県立医療技術短期大学条例（昭和62年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表授業料の項学生の欄中「361,800円」を「379,200円」に改め、同項聴講生の欄中「13,800円」を「14,400円」に改め、同項研究生の欄中「27,600円」を「28,900円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立医療技術短期大学条例別表授業料の項の規定は、平成11年度以後に愛媛県立医療技術短期大学に入学した者又は当該者の属する年次の在学学生となる者に係

る授業料の額について適用し、平成10年度以前に同大学に入学した者又は当該者の属する年次の在学生となる者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第19号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3号」の下に「並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を加え、「及び宿泊」を「、宿泊」に改め、「事由」の下に「及び構造設備の基準」を加える。

第4条の表第1の項第2号中「15ルクス以上の光度」を「70ルクス以上の照度」に改め、同項第4号中「暖房装置」を「空調装置、暖房装置又は冷房装置」に改め、「、過熱を防止し」を削り、「18度」を「17度」に、「40度から70度」を「30パーセントから70パーセント」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号(1)中「6.5平方メートル」を「4.5平方メートル」に、「4.8平方メートル」を「3.3平方メートル」に改め、同号を同項第9号とし、同表第2の項第5号中「5ルクス以上の光度」を「70ルクス以上の照度」に改め、同表第3の項第7号中「10ルクス以上」を「30ルクス以上の照度」に改め、同表第4の項第2号を次のように改める。

2 廃棄物は、処理方法に応じて適切に分別し、処理すること。

第4条の表第5の項第3号中「保ち、適当な場所に消毒薬液を入れたたんぽを備える」を「保つ」に改め、同項第4号中「5ルクス以上」を「70ルクス以上の照度」に改め、同表第6の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号及び第11号を削り、第12号を第8号とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(構造設備の基準)

第5条の2 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の換気面積は、床面積(浴室、床の間及び押し入れその他の収納設備の各部分の床面積を除く。以下同じ。)の20分の1以上であること。ただし、これに代えることのできる適当な換気装置がある場合は、この限りでない。
- (2) 客室の採光面積は、床面積の10分の1以上であること。ただし、和式の構造設備による客室は、次項第2号の規定に適合すること。
- (3) 客室の天井高は、2.12メートル以上とし、防湿方法を施したものを除き、床高は、0.45メートル以上とす

ること。

2 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の換気については、前項第1号の規定に適合すること。
- (2) 客室の採光面積は、床面積の10分の1以上であること。ただし、幅0.9メートル以上の縁側を隔てるときは、その採光面積の2分の1を有効面積とみなし、随時開放し得るふすま、障子類によつて仕切られた2室は、この号の規定の適用については、1室とみなす。
- (3) 客室の天井高及び床高は、前項第3号の規定に適合すること。
- (4) 浴室及び洗面所は、不透水性材料で構成し、排水に便利な構造とすること。
- (5) 便所は、宿泊者専用のもとし、適当な数の便器を備え、換気口又は換気装置を設けること。
- (6) 便所の位置は、井戸及び調理場(配せん室を含む。)から5メートル以上の距離を有すること。

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の換気については第1項第1号の規定に、客室の採光については前項第2号の規定に適合すること。
- (2) 便所は、宿泊者専用のもを設けること。

4 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、4室以上であること。
- (2) 客室の広さは、5平方メートル以上であり、適当な押し入れを有すること。

(理容師法施行条例の一部改正)

第2条 理容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和28年政令第232号」の下に「。以下「政令」という。」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(理容所検査済証の交付等)

第2条の2 知事は、法第11条の2の確認をしたときは、理容所の開設者に対し、理容所検査済証を交付するものとする。

2 理容所の開設者は、理容所検査済証を当該理容所の見やすい場所に掲示しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第3条の2 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害のあった場合に避難所等において理容を行うとき。
 - (2) 社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所している者に対して理容を行う場合
- 第7条中「法」の下に「及びこの条例」を加える。

(美容師法施行条例の一部改正)

第3条 美容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和32年政令第277号」の下に「。以下「政

令」という。」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(美容所検査済証の交付等)

第2条の2 知事は、法第12条の確認をしたときは、美容所の開設者に対し、美容所検査済証を交付するものとする。

2 美容所の開設者は、美容所検査済証を当該美容所の見やすい場所に掲示しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第3条の2 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 災害のあった場合に避難所等において美容を行うとき。

(2) 社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所している者に対して美容を行う場合

第7条中「法」の下に「及びこの条例」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)第2条第2項の規定により交付されている理容所検査済証は、第2条の規定による改正後の理容師法施行条例第2条の2の規定により交付された理容所検査済証とみなす。

3 この条例の施行の際現に美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)第2条第2項の規定により交付されている美容所検査済証は、第3条の規定による改正後の美容師法施行条例第2条の2の規定により交付された美容所検査済証とみなす。

○愛媛県条例第20号

と畜場法施行条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

と畜場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「政令」という。)第1条第11号の規定による一般と畜場の有すべき構造設備その他と畜場法(昭和28年法律第114号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般と畜場の有すべき構造設備)

第2条 政令第1条第11号の条例で定める構造設備は、次に掲げる基準に適合する構造設備とする。

(1) 一般と畜場の周囲は、堀その他獣畜の逸走を防止するための構造物が設けられていること。

(2) 外部から建物内を見通すことができないようにするための設備を有すること。

(3) 一般と畜場の敷地は、雨水等を排水するための排水溝が設けられ、道路、駐車場及び建物の出入口周辺が舗装されていること。

(4) 獣畜を運搬する車両の洗浄設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造され、排水及び清掃に便利な構造を有すること。

(5) 解体された牛の肉、内臓、血液、骨及び皮を牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第1項の規定による牛海綿状脳症に係る検査の結果が判明するまでの間、衛生上支障のない方法で保管するために必要な設備が設けられていること。

(と畜場の休廃止等の届出)

第3条 と畜場の設置者は、その設置すると畜場を廃止し、休止し、又は休止したと畜場を再開しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例(昭和50年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県健康増進センター使用料条例

第1条の見出し中「及び手数料」を削り、同条中「又はセンターにおいて診断書その他の文書の交付を受ける者」を削り、「それぞれ使用料又は手数料」を「使用料」に改める。

第2条の見出し中「及び手数料」を削り、同条第1項各号を次のように改め、同条第2項を削る。

(1) トレーニング室使用料 1日につき 6,000円

(2) 研修室使用料 1室1日につき 2,000円

(3) 会議室使用料 1日につき 1,000円

第3条の見出し中「及び手数料」を削り、同条中「及び手数料」、「それぞれ」及び「及び診断書その他の文書の交付の申請」を削る。

第4条(見出しを含む。)中「及び手数料」を削る。

第5条の見出し中「及び手数料」を削り、同条中「及び手数料」を削り、同条ただし書中「知事が特別の事由があると認めた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となつたとき。

(2) センターを使用する者が規則で定める日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めたとき。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県健康増進センター使用料条例第2条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正前の愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例(以下「旧条例」という。)第1条に規定する手数料については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第22号

結核診査協議会運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

結核診査協議会運営に関する条例の一部を改正する条例

結核診査協議会運営に関する条例(昭和26年愛媛県条例第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県結核診査協議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 結核予防法(昭和26年法律第96号)第48条第2項の規定に基づき、県が設置する全部の保健所を通じて愛媛県結核診査協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第1条の2を削る。

第8条中「その置かれた保健所」を「愛媛県松山中央保健所」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

ファミリーハウスあい利用料金条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

ファミリーハウスあい利用料金条例

(利用料金の納付)

第1条 ファミリーハウスあい(以下「ファミリーハウス」という。)を利用する者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を管理受託者(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第10条の規定に基づきファミリーハウスの管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。)に納付しなければならない。

2 利用料金は、ファミリーハウスの利用の前に納付しなけ

ればならない。ただし、管理受託者が必要と認めるときは、後納させることができる。

3 利用料金は、管理受託者の収入とする。

(利用料金の額)

第2条 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で管理受託者が定める額とする。

(1) 宿泊室の宿泊利用 1室1人1泊につき 2,000円

(2) 宿泊室の休憩利用 1室1人1回につき 1,000円

2 前項に定めるもののほか、ファミリーハウスの附属設備及び備品を利用する場合の利用料金の額は、実費を勘案して規則で定める額の範囲内において管理受託者が定める額とする。

3 管理受託者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公示するものとする。

(利用料金の減免)

第3条 管理受託者は、規則で定める基準に従い、その利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第4条 管理受託者が既に収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天災その他ファミリーハウスを利用する者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき

(2) ファミリーハウスを利用する者が規則で定める日までに利用の取消しを申し出て、管理受託者がやむを得ないと認めたととき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、利用料金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県視聴覚福祉センター使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県視聴覚福祉センター使用料条例の一部を改正する条例

愛媛県視聴覚福祉センター使用料条例(平成7年愛媛県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第38条第4項の規定による徴収金」を「第17条の10第2項第2号に掲げる厚生労働大臣が定める基準」に改める。

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県視聴覚福祉センター使用料条例第2条第

2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第25号

愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例

(使用料の徴収)

第1条 次に掲げる施設を使用する者又はその扶養義務者から、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

- (1) 愛媛県身体障害者更生指導所
(2) 愛媛県知的障害者更生訓練校
(3) 愛媛県知的障害者通勤寮
(4) 愛媛県身体障害者授産所
(5) 愛媛県立松前清流園
(6) 愛媛県立重信清愛園

(使用料の額)

第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号、第4号及び第5号に掲げる施設 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の10第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額と同条第1項に規定する特定日常生活費の額との合計額
(2) 前条第2号、第3号及び第6号に掲げる施設 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の11第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額(前条第3号に掲げる施設にあっては、その額と同法第15条の11第1項に規定する通勤寮支援日常生活費の額との合計額)

(使用料の納付時期)

第3条 使用料は、第1条各号に掲げる施設を使用した日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

(使用料の減免)

第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する

条例

愛媛県介護保険財政安定化基金条例(平成12年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の5」を「1,000分の1」に改める。

第9条中「前条」を「第7条」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 政令附則第2条第1項又は第2項の規定の適用を受ける市町村に対する第9条の規定の適用については、同条中「政令第7条第6項」とあるのは、政令附則第2条第1項の規定の適用を受ける市町村にあっては「政令附則第2条第1項」と、同条第2項の規定の適用を受ける市町村にあっては「政令附則第2条第2項」とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「愛媛県製紙試験場の」を「愛媛県紙産業研究センター(以下「工業技術センター等」という。)の施設、」に、「これらの施設」を「工業技術センター等」に改める。

別表使用料の表製紙試験場の項中

Table with 4 columns: Facility Name, Equipment, Time, and Amount. Rows include 製紙試験場, 紙産業研究センター, 化学試験用機器, 研修用機器.

「化学試験用機器」1時間 1,120」を

「化学試験用機器」1時間 1,260
「研修用機器」1時間 210」に改め、別表手数料の表製紙試験場の項所掌区分の欄中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例（昭和33年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「支所」を「普及室」に改める。

別表松山中央地域農業改良普及センターの項管轄区域の欄中「松山市」の下に「、伊予市」を加え、「及び温泉郡」を「、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡」に改め、同表宇和島中央地域農業改良普及センターの項同欄中「及び北宇和郡」を「、北宇和郡及び南宇和郡」に改め、同表八幡浜中央地域農業改良普及センターの項同欄中「及び西宇和郡」を「、大洲市、喜多郡、西宇和郡及び東宇和郡」に改め、同表西条中央地域農業改良普及センターの項同欄中「及び新居浜市」を「、新居浜市、川之江市、伊予三島市、東予市、宇摩郡及び周桑郡」に改め、同表大洲地域農業改良普及センターの項、伊予三島地域農業改良普及センターの項、伊予地域農業改良普及センターの項、丹原地域農業改良普及センターの項、久万地域農業改良普及センターの項、東宇和地域農業改良普及センターの項及び御荘地域農業改良普及センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県砂防指定地管理条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県砂防指定地管理条例

（趣旨）

第1条 この条例は、砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）第4条第1項及び第5条並びに砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）第3条の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、砂防指定地内において治水上砂防のため施設するものをいう。

（禁止行為）

第3条 何人も、みだりに砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

（制限行為）

第4条 砂防指定地内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び知事が治水上砂防のため支障を来すおそれが少ないと認めて指定した行為については、この限りでない。

- (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為
- (2) 土石（砂れきを含む。）の採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄
- (3) 立竹木の伐採
- (4) 樹根、芝草その他の生産物の採取

- (5) 施設又は工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- (6) 竹木の滑下又は地引きによる運搬
- (7) 牛馬その他の畜類の継続的な放牧又は係留
- (8) 火入れ又はたき火

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に許可を受けようとする行為の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行為の場所
- (3) 地目及び面積又は種類及び数量並びに行為の目的、内容及び期間
- (4) 行為後の整地の方法
- (5) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が治水上砂防のために支障がないと認められるときは、これを許可するものとする。

4 知事は、第1項の許可に当たり、治水上砂防のため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（砂防設備の占用の許可）

第5条 砂防設備を占有しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に占有しようとする砂防設備の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 砂防設備の場所
- (3) 占用の面積、目的、方法及び期間
- (4) その他規則で定める事項

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「行為」とあるのは、「占有」と読み替えるものとする。

（許可の特例）

第6条 国又は地方公共団体は、第4条第1項又は前条第1項の許可を受けなければならない行為又は砂防設備の占有（以下「行為等」という。）をしようとするときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ知事に協議するものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議を受けたときは、第4条第2項又は前条第2項に規定する書類の提出を求めることができる。

（許可の期間及び更新）

第7条 許可の期間は、第4条第1項の許可にあっては2年以内と、第5条第1項の許可にあっては5年以内とする。

2 前項の許可の期間は、許可を受けた者の申請により更新することができる。

3 前項の申請は、許可の期間が満了する日の30日前までにしなければならない。

（変更の許可）

第8条 第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者（

以下単に「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 行為等の場所
- (3) 行為等の目的
- (4) 許可を受けた行為等の内容
- (5) 変更しようとする行為等の内容
- (6) その他規則で定める事項

3 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「行為」とあるのは、「行為等」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第9条 許可を受けた者は、氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、14日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(着手等の届出等)

第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為等に着手しようとするときは、当該行為等に着手する日の5日前までにその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、代理人、使用人その他の従業者等に作業をさせる場合は、作業責任者を定め、併せてその者の住所及び氏名を知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る行為等を完了し、中止し、又は廃止したときは、7日以内にその旨を知事に届け出て、その検査を受けなければならない。

(標識の設置)

第11条 許可を受けた者は、当該許可の期間中、その許可年月日及び許可番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第12条 許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る行為等を承継させるものに限る。)があったときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る行為等を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、当該地位の承継があった日から14日以内に、相続の開始又はその事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(死亡等の届出等)

第13条 許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、前条第2項の規定による届出をした者を除くほか、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の失効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項又は第5条第1項の許可は、その効力を失う。

- (1) 当該許可を受けた者が当該行為等を廃止した場合において第10条第2項の規定による届出をしたとき。
- (2) 当該許可を受けた者が死亡し相続人がないとき、若しくは解散したとき、又は第12条第2項の規定による届出がなされないとき。
- (3) 当該許可を受けた目的を達することが事実上できなくなったとき。

(監督処分)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は工事その他の行為の中止、施設若しくは工作物の改築、移転若しくは除却、工事その他の行為若しくは施設若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、同項各号のいずれかに該当する行為をした者
- (3) 第5条第1項の許可を受けないで砂防設備の占用をした者
- (4) 第8条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、許可を受けている許可の内容と異なる第4条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者
- (5) 第8条第1項の許可を受けないで許可を受けている許可の内容と異なる砂防設備の占用をした者
- (6) 第4条第1項、第5条第1項又は第8条第1項の許可に付した条件に違反している者
- (7) 偽りその他不正な手段により第4条第1項、第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 砂防工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復)

第16条 許可を受けた者は、当該許可の期間が満了した場合又は第14条の規定により当該許可がその効力を失った場合若しくは前条の規定により当該許可が取り消された場合においては、速やかに当該許可に係る土地又は砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると知事が認めた場合においては、この限りでない。

2 知事は、許可を受けた者に対し、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(経過措置)

第17条 法第2条の規定による砂防指定地の指定の際現に当

該砂防指定地内において権原に基づいて第4条第1項各号のいずれかに該当する行為をしている者は、従前と同様の条件により当該行為について同項の規定による許可を受けたものとみなす。

(公共団体等の設置した施設)

第18条 知事は、治水上砂防のため管理する必要がある場合は、砂防指定地内において、公共団体又は私人が設置した当該施設の設置者と協議の上、当該施設を譲り受けることができる。

(土地の立入り)

第19条 知事又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、法第23条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により土地に立ち入る者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、同項各号のいずれかに該当する行為をした者
- (3) 第5条第1項の許可を受けないで砂防設備の占有をした者
- (4) 第8条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、許可を受けている許可の内容と異なる第4条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者
- (5) 第8条第1項の許可を受けないで許可を受けている許可の内容と異なる砂防設備の占有をした者
- (6) 第15条の規定による命令に違反した者
- (7) 第16条第2項の規定による指示に従わなかった者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

○愛媛県条例第30号

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県道路占用料徴収条例(昭和43年愛媛県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 日本郵政公社が日本郵政公社法(平成14年法律第97号

)第19条第1項に規定する業務の用に供する占用物件第4条第1項中「に相当する」を「を超えない範囲内において知事が定める」に改める。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項占用物件の欄中「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加える。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第31条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、次の表の左欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる目的をもって行われる開発行為に限り、同表の右欄に掲げる面積とする。

松山広域都市計画区域(松山市の区域を除く。)、今治広域都市計画区域(今治市の区域を除く。)及び東予広域都市計画区域(新居浜市の区域を除く。)	産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与すること。	5ヘクタール
--	--	--------

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

(管理の委託)

第25条の2 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務のうち、次に掲げるものを公共団体又は公共的団体に委託することができる。

- (1) 県営住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する事務
- (2) 県営住宅及び共同施設の管理に必要な調査及び資料の作成に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事務

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のよう

に公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表3の項月額欄中「42,000円」を「44,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に大学に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に大学に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第34号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定数）

第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 県立中学校の職員	校長、教員	27人
	養護教員	3人
	学校栄養職員	3人
	事務職員	3人
	計	36人
(2) 県立高等学校の職員	校長	55人
	教員	2,832人
	事務職員	247人
	技術職員	7人
	その他の職員 （うち実習助手 250人）	413人
計	3,554人	
(3) 県立盲学校、聾学校及び養護学校の職員	校長	8人
	教員	614人
	学校栄養職員	7人
	事務職員	35人
	その他の職員 （うち寄宿舎指導員 135人、実習助手23人）	210人
計	874人	
(4) 市町村立小学校の職員	校長、教員	5,064人
	養護教員	366人
	学校栄養職員	95人
	事務職員	356人
計	5,881人	

(5) 市町村立中 学校の職員	校長、教員	3,143人
	養護教員	147人
	学校栄養職員	47人
	事務職員	152人
	計	3,489人
計		13,834人

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第35号

県営体育施設使用料条例及び愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

県営体育施設使用料条例及び愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（県営体育施設使用料条例の一部改正）

第1条 県営体育施設使用料条例（昭和28年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1回の使用につき次に」を「別表に」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、体育施設の附属設備及び備品を使用する場合の使用料の額は、実費を勘案して教育委員会が定める額とする。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。

第6条の見出し中「還付」を「不還付」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他体育施設を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となつたとき。
- (2) 体育施設（愛媛県武道館のトレーニング施設を除く。）を使用する者が教育委員会が定める日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めるとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

区 分	単 位	金 額
愛媛県硬式庭球場	1回につき	3,160円
愛媛県武道館	主道場	1日につき 894,300円
	柔道場	1日につき 64,800円
	剣道場	1日につき 64,800円
	副道場	1日につき 35,300円
	会議室	1室1時間につき 1,500円
	トレーニング施設	1人1回につき 3,000円

備考 教育委員会が定める開館時間以外の時間に愛媛県武道館（会議室及びトレーニング施設を除く。）を使用する場合は、1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。

区 分	金 額
主道場	84,100円
柔道場	6,490円
剣道場	6,490円

副道場 3,850円

(愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「愛媛県硬式庭球場 愛媛県武道館」を

愛媛県硬式庭球場	県民の体位向上のための硬式庭球行事の実施	松山市
愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	松山市

に改める。

附 則

- この条例は、平成15年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の県営体育施設使用料条例別表の規定(愛媛県武道館に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第36号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例(昭和33年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

「 96人	「 97人
196人	198人
1,295人	1,319人
第2条の表中 677人	を 690人 に改める。
2,264人	2,304人
435人	415人
2,699人」	2,719人」

附 則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 警察官以外の職員の定数は、次の表の左欄に掲げる期間においては、改正後の愛媛県警察職員定数条例第2条の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。

期 間	警察官以外の職員
この条例の施行の日から平成16年3月31日まで	435人
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	430人
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	425人

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	423人
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	417人

○愛媛県条例第37号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40の項の」の下に「(2)及び」を加える。

附 則

この条例は、平成15年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第38号

知事の給料の減額に関する条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

知事の給料の減額に関する条例

平成15年4月分から同年6月分までの知事の給料月額、知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)第1条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例を次のように公布する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例

(目的)

第1条 この条例は、漁業者及び漁業従事者(以下「漁業者等」という。)の水産動物等に対するホルマリンの使用を禁止すること等により、環境との調和に配慮しつつ、漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するとともに、愛媛産の水産物の信頼性の高い品質の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「漁業」とは、水産動植物の採捕、養殖、蓄養又は増殖の事業をいう。

2 この条例において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕、養殖、蓄養又は増殖に従事する者をいう。

3 この条例において「水産用医薬品」とは、専ら水産動物のために使用されることが目的とされている医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品をいう。)で、同法第83条の規定により読み替えて適用

される同法第14条第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の承認を受けているものをいう。

4 この条例において「毒物劇物営業者」とは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第3条第3項に規定する毒物劇物営業者をいう。

5 この条例において「薬局開設者等」とは、薬事法第46条第1項に規定する薬局開設者等をいう。

（漁業者等の責務）

第3条 漁業者等は、水産用医薬品を適正に使用しなければならない。

（ホルマリンの使用禁止）

第4条 漁業者等は、水産動物の薬浴及び漁網、いけすその他漁業の用に供する施設又は器具の消毒（以下「水産動物の薬浴等」という。）にホルマリンを使用してはならない。

（協力）

第5条 何人も、この条例に違反するおそれのある者に対し、ホルマリンを販売し、又は授与しないよう努めなければならない。

（市町村等に対する協力要請）

第6条 県は、市町村、毒物劇物営業者及び薬局開設者等に対し、この条例の施行に関し必要な協力を求めるものとする。

（通報）

第7条 水産動物の薬浴等にホルマリンを使用している者を発見した者は、速やかにその旨を知事に通報するよう努めなければならない。

（措置命令及び要請）

第8条 知事は、第4条の規定に違反してホルマリンを使用している者があるときは、その者に対し、ホルマリンの使用をやめるべきことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第4条の規定に違反した者が組合員として加入する漁業協同組合に対し、その違反した者につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第7条に規定する特定区画漁業権の適正な管理その他必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

（立入検査等）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、漁業者等、漁業協同組合その他必要な者に対し、その業務若しくはホルマリンの使用に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、漁場、船舶、事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくはホルマリン若しくはこれに該当する疑いのある物若しくはホルマリンを含有する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第10条 知事は、規則で定めるところにより、第4条の規定に違反した者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、第8条第1項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者がその命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその命令の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

4 知事は、前3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、これらの項に規定する者に意見を述べる機会を与えるものとする。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定による命令に違反した者

(3) 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。